

免許番号 共第108号

漁場の位置 淡路市釜口・下田界から淡路市作左衛門川に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界

(北緯34度30.49分、東経134度58.87分)

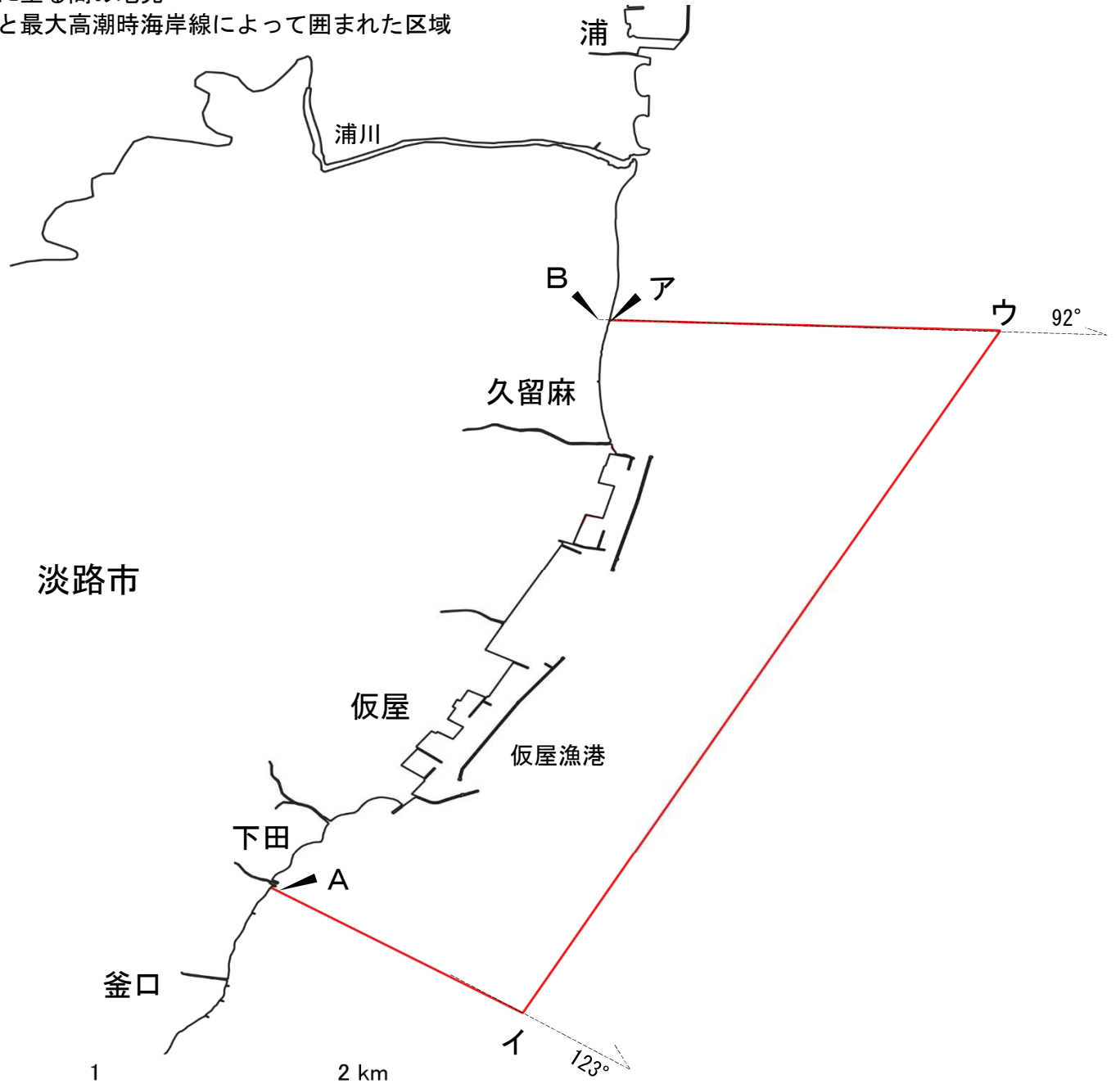
B 淡路市久留麻45番地に設置した防衛庁標識跡

ア Bから92度の線と最大高潮時海岸線の交点

イ Aから123度1,000メートルの点

(北緯34度30.19分、東経134度59.42分)

ウ アから92度1,300メートルの点



令和5年9月1日 免許  
共第108号

表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで		1	みるくい漁業		1月1日から12月31日 まで			潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで		1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あまのり漁業		11月1日から 4月30日まで		1	ばい漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで		1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	おごのり漁業		1月1日から12月31日 まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日 まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで		3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで								
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで								
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで								
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで								
1	あかがい漁業		1月1日から12月31日 まで									
1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日 まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第108号		摘 要				

免許番号		共第108号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合  淡路市久留麻2205番地の5 森漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		